

小坂町建設工事入札参加者指名停止基準の運用基準

小坂町建設工事入札参加者氏名停止基準の運用については、この基準によるものとする。
なお、この運用基準に記載のない事項については、工事請負契約に係る指名停止等の措置要
領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ（平成6年4月20日採択）及
び入札審査会における審議を踏まえ運用することとする。

附 則

この基準は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

○別表 1

措 置 要 件	期 間	運 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 小坂町の発注する工事（以下「町発注工事」という。）の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の提出資料又は低入札価格調査に係る提出資料若しくは契約締結後の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 1 2 月以内	ア 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。 イ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、文書偽造、事前共謀等特に悪質性が高いと認められるとき。 ウ 工事の着手後に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。 エ 工事の着手前に虚偽の記載の事実が判明し、複数の箇所に虚偽の記載が認められるなど、悪質性が高いと認められるとき。 オ その他の場合	1 2 月 9 月 6 月 3 月 1 月 ～ 6 月
(過失による粗雑工事) 2 町発注工事の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）の程度が軽微であると認められるときを除く。）	1 月以上 6 月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。 イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき又は秋田県工事成績評定要領に基づく評定点合計が50点未満のとき（「法令遵守等」の考査項目において、指名停止による減点があった場合は、当該点数を除外する。）。 ウ 発注者から文書により修補の指示を受けたとき。 エ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。	3 月 2 月 1 月

3 町内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合の程度が重大であると認められるとき。	1 月以上 3 月以内	ア 補修が不可能又は公衆へ重大な損害を与えるおそれがあるなど、影響が重大であると認められるとき。 イ 会計検査院による検査の結果、文書による指摘を受けたとき。 ウ その他工事を粗雑にしたと認められるとき。 ※ 「契約不適合の程度が重大であるとき」とは、原則として、建設業法による監督処分がなされた場合とする。	3 月 2 月 1 月
（契約違反） 4 第 2 号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不适当であると認められるとき。	1 月以上 4 月以内	ア 請負者の事由により、契約が解除となったとき。 イ 正当な理由がなく、工期内に工事を完成することができなかったとき。 ウ 監督。検査業務の執行を妨害したと認められるとき。 エ 施工体制台帳の提出等、必要な報告を怠ったとき。 オ その他契約書、仕様書等に違反した場合において、その影響が重大と認められるとき（アからエに該当する場合を除く。）。 カ その他契約書、仕様書等に違反したと認められるとき（前号の場合を除く。）。	4 月 3 月 3 月 2 月 2 月 1 月
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故） 5 町発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	1 月以上 9 月以内	ア 2 名以上の死亡者又は 4 名以上の重傷者（全治 30 日以上を加療を要する負傷者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合 イ 1 名の死亡者又は 2 名若しくは 3 名の重傷者を生じさせ	9 月 6 月

		た場合	
		ウ 重傷者を生じさせた場合	
		エ 軽傷者（負傷者のうち、重傷者以外の者をいう。以下同じ。）を生じさせた場合	3月1月
		オ 公衆へ重大な損害（物損の程度が甚大又は社会に及ぼした影響が甚大と認められるとき。以下同じ。）を与えた場合	3月
		カ 公衆へ損害を与えた場合	1月
		※ 町発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として①の場合とする。ただし、②によることが適当である場合には、これによることのできるものとする。	
		① 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合	
		② 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合	
6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上4月以内	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合	4月
		イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合	2月
		ウ 重傷者を生じさせた場合又は公衆へ重大な損害を与えた場合	1月
		※ 一般工事における事故（第	

		6号及び第8号関係)について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合とする。	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)			
7 町発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	1月以上 6月以内	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合 イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合 ウ 重傷者を生じさせた場合 エ 軽傷者を生じさせた場合	6月 3月 2月 1月
8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1月以上 3月以内	ア 2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者を生じさせた場合 イ 1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者を生じさせた場合 ウ 負傷者を生じさせた場合	3月 2月 1月

○別表2

措 置 要 件	期 間	運 用 基 準	期 間
(贈賄)			
1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2月以上 1 8月以内	ア 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)の逮捕等 イ 有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、アに掲げる者以外のも	1 8月 1 6月

		の（以下「一般役員等」という。）又はその使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）の逮捕等 ※（ア） 「代表役員等」とは、 個人企業の場合の本人、 法人の場合の専務取締役以上の肩書を有する者をいう（以下同じ。）。 （イ） 「一般役員等」とは、 「代表役員等」以外の役員のほか、支店長、営業所長等で請負契約の締結権限を有する者をいう（以下同じ。）。 （ウ） 「使用人」とは、 （ア）、（イ）以外のすべての者をいう（以下同じ。）。 （エ） 贈賄者の地位は、発覚した時点ではなく、行為の時点で判断する（以下同じ。）。 （オ） 本基準に定める贈賄とは、刑法第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含む（以下同じ。）。	
2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県内の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 2 4 月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 6 月 1 4 月
3 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が県外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 2 4 月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 4 月 1 2 月

(独占禁止法違反工事) 4 町発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12月以上 24月以内	ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	18月 16月
5 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く） （1）秋田県内における違反	12月以上 24月以内	※ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるときは、次の何れかに該当する場合とする。この場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする（以下同じ。）。 ① 公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき。 ② 更正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき。 ③ 公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。 ④ 公正取引委員会から審決が出されたとき ⑤ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。 ア 20者以上の関与が認められる場合、2年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	16月 14月

(2) 秋田県外における違反	1 2 月以上 2 4 月以内	ア 20 者以上の関与が認められる場合、2 年以上の行為期間が認められる場合又は代表役員等が逮捕等された場合 イ 前号以外の場合	1 4 月 1 2 月
(競売入札妨害及び談合)			
6 町発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 2 月以上 2 4 月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 8 月 1 6 月
7 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。			
(1) 秋田県内における違反	1 2 月以上 2 4 月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 6 月 1 4 月
(2) 秋田県外における違反	1 2 月以上 2 4 月以内	ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等又は使用人の逮捕等	1 4 月 1 2 月
(建設業法違反行為)			
8 町発注工事に関し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	4 月以上 1 2 月以内	ア 代表取締役の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等 エ 営業停止処分がなされたとき又は営業停止が相当と認められる行為が明らかになったとき。 オ 指示処分がなされたとき又は指示処分が相当と認められる行為が明らかになったとき。	1 2 月 9 月 6 月 5 月 4 月
9 有資格業者である個人、有			

資格業者である法人の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき若しくは建設業法の規定に違反し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。			
(1) 秋田県内における違反	3 月以上	ア 代表取締役の逮捕等	9 月
	9 月以内	イ 一般役員等の逮捕等	6 月
(2) 秋田県外における違反	1 月以上 6 月以内	ウ 使用人の逮捕等	5 月
		エ 営業停止処分がなされたとき。	4 月
		オ 指示処分がなされたとき。	3 月
		ア 代表取締役の逮捕等	6 月
(廃棄物処理法違反)	6 月以上 1 2 月以内	イ 一般役員等の逮捕等	5 月
		ウ 使用人の逮捕等	4 月
		エ 営業停止処分がなされたとき（営業停止処分の区域に秋田県を含む場合）。	3 月
		オ 営業停止処分がなされたとき（営業停止処分の区域に秋田県を含まない場合）。	2 月
1 0 町発注工事に關し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。		カ 指示処分がなされたとき。	1 月
1 1 工事の施工に關し、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその	6 月以上 1 2 月以内	ア 代表役員等の逮捕等	1 2 月
		イ 一般役員等の逮捕等	9 月
		ウ 使用人の逮捕等	6 月

使用人が廃棄物処理法違反の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。				
（１）秋田県内における違反	４月以上	ア 代表役員等の逮捕等	９月	
	９月以内	イ 一般役員等の逮捕等	６月	
		ウ 使用人の逮捕等	４月	
（２）秋田県外における違反	２月以上	ア 代表役員等の逮捕等	６月	
	６月以内	イ 一般役員等の逮捕等	４月	
		ウ 使用人の逮捕等	２月	
（暴力的不法行為等）				
1 2 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、暴力団との関係が認められるとき若しくは業務に関し暴力的不法行為等を行ったとき。	６月以上	ア 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。		
	1 8 月以内	①代表役員等 ②一般役員等 ③使用人	1 8 月 1 5 月 1 2 月	
		イ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人・組合等に対して、資金その他の財産上の利益を提供し又は便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。		
		①代表役員等 ②一般役員等 ③使用人	1 5 月 1 2 月 9 月	
		ウ 代表役員等又は一般役員等		

		が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
		①代表役員等	1 2 月
		②一般役員等	9 月
		③使用人	6 月
		エ 業務に関し、暴力的不法行為等を行ったと認められるとき。	
		①代表役員等	1 2 月
		②一般役員等	9 月
		③使用人	6 月
		※ 暴力団及び暴力的不法行為等とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 1 項各号に規定されたものをいう。	
		※ 業務に関して暴力的不法行為等を行ったには、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいい、これに関し、暴力、脅迫、傷害等を含む暴力的不法行為等を行った場合も適用する。	
（不正又は不誠実な行為）			
1 3 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 月以上 9 月以内	ア 町発注工事に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 月 ～ 9 月
		イ 町発注工事に関し、一般役員等又は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1 月 ～ 6 月
		ウ 業務に関し、代表役員等が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2 月 ～ 6 月
		エ 業務に関し、一般役員等又	1 月

		は使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	～ 4 月
		オ 町発注工事に関し、落札決定後に契約を辞退する、低入札価格調査対象からの除外を申し出る等発注者との信頼関係を著しく損なう行為があった場合	1 月
		カ その他業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 月 ～ 9 月
		※ 法令の代表的なものとしては、次のものをいう。 ・ 刑法 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。ただし、第 1 0 号及び第 1 1 号に掲げる場合を除く。） ・ 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号） ・ 労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号） ・ 浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号） ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号） ・ 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）	
1 4	別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁錮以上の刑若しくは刑法	ア 秋田県内におけるもので、悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合 イ 秋田県内におけるもので、その他の場合	9 月 4 月

の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。		ウ 秋田県外におけるもので悪質性又は社会的影響が大きいと認められる場合。 エ 秋田県外におけるもので、その他の場合	6 月 1 月
---	--	---	-----------------------